

## 建設経済常任委員会記録【未校正】

○招集日時 令和5年12月8日（金）午前10時00分

○招集場所 議事堂大会議室

○出席委員

委員	長	染谷和博
副委員	長	海東一弘
委員		細谷典男
〃		山野井隆
〃		佐藤隆治
〃		入江洋一
〃		赤羽直一
〃		加増充子

○欠席委員 なし

○出席説明員

総務部長	鈴木文江
財政部長	田中英樹
まちづくり振興部長	野口昇
建設部長	前野拓
都市整備部長	浅野和生
総務課長	松崎剛
財政課長	海老原輝夫
産業振興課長	数藤弘人
農政課長	染谷久
環境対策課長	印藤智徳
管理課長	飯竹永昌
道路建設課長	榎根本嗣郎
排水対策課長	飯塚稔
水とみどりの課長	蛭原一雄

都 市 計 画 課 長	大 久 保 益 雄
建 築 指 導 課 長	田 中 健 士
中 心 市 街 地 整 備 課 長	中 村 有 幸
管 理 課 副 参 事	山 田 哲 也
排 水 対 策 課 副 参 事	仁 杉 繁 隆
産 業 振 興 課 長 補 佐	秋 田 諭
農 政 課 長 補 佐	岡 田 直 樹
道 路 建 設 課 長 補 佐	星 加 英 利
排 水 対 策 課 長 補 佐	柳 博 臣
水 と み ど り の 課 長 補 佐	赤 塚 祥 吾
都 市 計 画 課 長 補 佐	高 橋 恭 平
中 心 市 街 地 整 備 課 長 補 佐	木 野 本 尚 希
区 画 整 理 課 長 補 佐	中 野 潤 一
区 画 整 理 課 係 長	荒 井 英 貴

○職務のため 出席した者	議 会 事 務 局 長	吉 田 文 彦
	議 会 事 務 局 係 長	永 井 宏 幸

- 付 託 事 件 議案第58号 市道路線の認定について
- 議案第60号 令和5年度取手市一般会計補正予算（第9号）（所管事項）
- 議案第61号 令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 調 査 事 件 所管事務調査（令和5年度第2回市民との意見交換会におけるご意見・ご要望の調査について、公共交通空白地域の解消に向けた提言について、その他）

○審査の経過

**音校正済（議案質疑）**

午前 時 分開議

- 染谷委員長 ただいまの出席委員数7名、赤羽委員から所用のため遅参の通告がありま

した。定足数に達していますので、会議は成立します。

ただいまから、建設経済常任委員会を開会します。

次に、本日の会議の映像は、市議会ユーチューブサイトでライブ配信します。また、配信は通常の固定カメラによる動画配信のほか、全方位カメラを使った360度動画配信を行います。そのため、市議会ユーチューブサイトから2種類のライブ配信映像を御覧いただけます。

それでは、審査を行います。当委員会の審査順序は、サイドブック스에登載したとおりです。委員各位に申し上げます。一般会計補正予算に対する質疑及び付託議案外質疑について事前通告とすること、また一般会計補正予算に対する質疑への答弁を聞いて疑問が残った委員からの議論を深める質疑を認めます。さらに、質疑は一問一答とし、1議題につき質疑のみで5分間です。質疑時間残り1分でベルを1回、質疑時間終了でベルを2回鳴らしますので、御承知おき願います。また、発言は簡単明瞭に、発言者は挙手し、委員長の指名の後、発言するようお願いいたします。また、御面倒でも発言前にマイクのボタンを押してから発言願います。執行部の皆さんに申し上げます。委員に対する最初の答弁の際、冒頭に部署名と名前を述べてから答弁に入ってくださいようお願い申し上げます。最後に、質疑の内容として、各課カウンターで聞くことのできる「分からないから」「軽微な確認」などの、質の低い質疑は厳に進んでいただくよう、真の質疑を行うようあらかじめ申し上げます。

それでは議案第58号、市道路線の認定についてを議題といたします。本件につきましては、11月24日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りいたします。議案第58号について、説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○染谷委員長 賛成多数です。よって、議案第58号につきましては、説明を省略することに決定しました。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○染谷委員長 質疑なしと認めます。以上で議案第58号についての質疑を打ち切ります。

次に、議案第60号、令和5年度取手市一般会計補正予算第9号の所管事項を議題といたします。本件につきましては、11月24日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りいたします。本件について、説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○染谷委員長 賛成多数です。したがって、本件の説明を省略することに決定いたしました。委員各位と執行部の皆さんに申し上げます。本件における質疑は通告制で行うことになっております。本件に対しては質疑通告がありませんでしたので、議案第60号、令和5年度取手市一般会計補正予算第9号の所管事項の質疑を打ち切ります。

次に、議案第61号、令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正案（第2

号) についてを議題といたします。本件につきましては、11月24日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りいたします。議案第61号について、説明を省略することに、賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○染谷委員長 賛成多数です。よって、議案第61号につきましては、説明を省略することに決定しました。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○染谷委員長 質疑なしと認めます。以上で議案第61号の質疑を打ち切ります。

## 未校正(付託議案外)

続いて、当委員会における付託議案外の質疑を行います。付託議案外の質疑も同様に質疑は一問一答とし、質疑のみで5分とされています。質疑は通告順に行います。山野井委員、細谷委員、入江委員の3名から通告がありました。

それでは、山野井委員。

○山野井委員 おはようございます。山野井でございます。本日はよろしくお願ひいたします。議案外の質疑なんですけれども、緑化の推進についてお尋ねしたいと思います。緑化推進に要する経費で、120万9,000円予算額ございまして、この緑化推進の活動状況について、まずお尋ねしたいと思います。

○染谷委員長 蛭原課長。

○蛭原水とみどりの課長 水とみどりの課の蛭原です。山野井委員の御質疑に答弁いたします。緑化推進——緑化推進に対する活動状況でございますが、市では、緑の募金事業、緑の募金による学校緑化事業、緑化推進イベント事業、取手ガーデンロードを中心とした花いっぱい事業、ボランティア団体の支援事業などを年間を通して行っております。集まった募金は、市内小・中学校における緑化活動に活用しております。以上です。

○染谷委員長 山野井委員。

○山野井委員 分かりました。その緑化の活動といいますと、具体的にちょっとイメージしづらいんですけども、どういう場所に緑を増やしていくとあって、そういう計画があって、そのように増やしているのでしょうか。具体的にちょっと教えていただければ。

○染谷委員長 蛭原課長。

○蛭原水とみどりの課長 水とみどりの課、蛭原です。答弁させていただきます。具体的な場所でございますが、学校の緑化事業——学校にプランターとか、あとは花壇とかに花とか植えていただく、また取手ガーデンロードにつきましては、利根川河川敷にあります緑地運動公園、その先にあります緑地運動公園前船着場——小堀の渡しの船着場の前にガーデンロードを整備しまして、訪れる方に緑化に親しんでいただくことを実施しております。

す。

○染谷委員長 山野井委員。

○山野井委員 短期・中期・長期のようなロードマップみたいのはございますかね。なぜこれを聞くかといいますと、基金として——みどり基金として積み立てられておりまして、4,100万円ぐらいの残高があるということなんです。基金として取り扱う以上は、この事業、目的を明確にさせていただいて、どのようにそれを活用していくのかということが大事になってくると思うんですね。そちらのほう、計画がありましたらお尋ねしたいんですけど。

○染谷委員長 蛭原課長。

○蛭原水とみどりの課長 水とみどりの課、蛭原です。みどりの基金につきましては、現在、緑化推進事業への活用のほか、緑地等への管理費、保存緑地、保存樹木を管理していただくための助成金、緑の少年団への活動の助成、また現在は工事中でございますが、取手駅西口花壇の管理費などに、それぞれ活用を図っております。過去には、昨年ですと、あけぼの市民緑地を保全するための用地買収費といたしまして、総事業費約6,100万円のうちの25%に当たる約1,500万円を活用いたしました。今後の目標についてでございますが、引き続き緑の保全と緑化の推進に——及び啓発に合致した事業に活用を図ってまいりたいと考えております。

○染谷委員長 山野井委員。

○山野井委員 取手市の総合計画、取手未来創造プラン2024の中で、この緑化推進とはどの場所に位置づけられているのでしょうか。

○染谷委員長 蛭原課長。

○蛭原水とみどりの課長 お答えいたします。緑化推進の場所につきましては、取手駅周辺また藤代駅周辺、また利根川川沿いを中心とした地域など、それぞれによって様々な緑化推進を図っていくように計画されていると思います。

○染谷委員長 山野井委員。

○山野井委員 分かりました。今いろんな事業を紹介していただいたんですけども、これは一般会計の財源からそういうものを支出するというのは基本的にはないんですかね。基金というのはどんなふうに使っていくのかというのはちょっと——いま一つ——わざわざ分けて——一般会計と分けておいておくという意義がちょっと分かりづらいんですけども、その辺が——説明していただくとありがたいんですけど。

○染谷委員長 蛭原課長。

○蛭原水とみどりの課長 お答えいたします。基金の活用につきましては、取手すみどりの基金設置条例、こちらが設置されておりまして、そちらに基づきまして、緑地等の保全事業また緑化の推進及び啓発に合致できるものに活用できるものとなっております。

○染谷委員長 山野井委員。

○山野井委員 ちょっとなかなか着地点が見つからないんですけど。この基金条例を見ますと、この基金の保管の状況は、金融機関の預金その他最も確実かつ有利な方法で保管しているというふうに書いております。これ一般会計で基金を管理しないというのは、例え

ば一般会計に保存するのは有効ではない方法なんですかね。ちょっとその辺をお尋ねしたいんですけども。

○染谷委員長 蛭原課長。

○蛭原水とみどりの課長 お答えいたします。基金はそれぞれの目的に応じて設置されておりまして、緑の基金の場合ですと、やはり緑地の保全、または啓発に——行う事業に活用できるものと思います。

○染谷委員長 山野井委員。

○山野井委員 分かりました。一般会計——一般財源として取り扱ってその事業をやるといのは、何か問題があるのかなといつも思ってるんですけど、これについては、ほかにも基金がたくさん振り分けられておりますけれども、これを基金としてかなりの残高、基金全体で見るとかなり残高があるというふうに見えてしまうので、これをなぜ一般会計に繰り入れて、いろんな事業に、トレンドな事業に振り分けていかないのかというふうに、今、ちょっと考えているところでございますので、今後引き続き、基金と、それから一般財源として扱う事業の、この線引きがどこにあるのかというところを少し研究していきながら、やっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○染谷委員長 次に、細谷委員。

○細谷委員 細谷です。一般質問でも要望しておきましたけれども、A街区における新共同ビル建設に当たっては、駅ビルやリボンビルと併せて活性化を図るべきだと申し上げましたが、それについて所見をお伺いしたいと思います。

○染谷委員長 浅野部長。

○浅野都市整備部長 都市整備部、浅野です。お答えさせていただきます。再開発事業の実施に当たりましては、駅前に魅力ある都市空間を創出することによって、A街区のみならず、リボンとりでやアトレといった西口の既存の大型商業施設はもちろんのこと、東口をも含めた駅前地区全体の魅力度・活力の向上、にぎわい創出といった効果を目指して実施するものでございまして、市全体の活性化につなげて、将来的に魅力ある持続可能なまちづくりにつなげていくという視点を持つことが重要であります。商業面に関しましては、駅前地区全体の商業活性化を考えていくことが必要であり、A街区だけが繁盛して、ほかの既存商業施設が衰退するのでは意味がないと考えております。それぞれの商業施設が役割を分担して、共存共栄を図っていくことが非常に重要であると認識しているところでございます。このように、既存商業施設との共存、また連携を積極的に図って、担う機能を分担していくことで、各施設の相乗効果により、駅前地区全体としての来街者数の増加や活性化に資する効果が得られるものであると考えているところでございます。以上でございます。

○染谷委員長 細谷委員。

○細谷委員 連携のところなんですけども、現在でもこの西口を活性化させようということで4者連携協定というのがありますが、これを拡大するという考えがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○染谷委員長 中村課長。

○中村中心市街地整備課長 中心市街地整備課、中村です。お答えさせていただきます。

現在の四者連携協定は、平成 29 年度に、市・東京藝術大学・東日本旅客鉄道株式会社及び株式会社アトレの 4 社にて締結したものでございます。この協定は四者相互の連携と協力によって、取手駅周辺地区の活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展を図ることを目的としており、この協定の理念を具現化した事例の一つとして、V I V A（ビバ）の整備、開業が挙げられます。こうした当事者相互の連携と協力によって、駅前地区の活性化や発展を図っていくという協定の趣旨に鑑みますと、この 4 社に限定せず、駅前に位置する既存の大型商業施設や地元住民の皆さん、住民団体などにつきましても、駅前地区の活性化や発展のための主体となっただくことが望ましいと考えるということもあると——あると思います。しかしながら、現在の協定につきましては、市以外の協定当事者も存在しているため、こうした他の協定当事者の意見を聞き、協議や調整を行っていく必要がありますので、協定の拡大につきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。以上です。

○染谷委員長 細谷委員。

○細谷委員 この協定でいくとそういうことになると思うんですが、商業は別にして公共を考えたいと思うんですけども、この公共の施設の配置について、これは西口全体で調整すべきというふうに思いますけども、この点についてお聞きします。

○染谷委員長 中村課長。

○中村中心市街地整備課長 お答えさせていただきます。A 街区に整備を検討している公共施設につきましては、どのような機能や内容とするかについては検討している段階ですが、基本的には既存施設も含めた駅前地区の公共施設全体において、不足している機能を充足する施設を新規整備していくという考えでおります。例えば、ウェルネスプラザは健康増進機能や子育て支援機能などを有しており、V I V A（ビバ）は文化芸術機能、駅前窓口は市民窓口機能を有しております。他方で、駅前地区には市民活動支援機能や多目的交流機能、生涯学習機能などが不足していると考えられることから、新規に整備する公共施設につきましては、こうした、既存では不足している機能を充足させるための複合施設の整備を検討しているところです。これによりまして、新規に整備する公共施設と既存の公共施設等を合わせて、駅前地区に必要な各機能が充足されることとなり、公共施設相互の役割分担、機能分担がなされ、施設相互の連携を図っていくことで、市民の皆さんの利便性の向上に資する効果が得られるものと考えております。以上です。

〔赤羽委員着席〕

○染谷委員長 赤羽委員が出席しました。

細谷委員。

○細谷委員 不足してるものがあるんだったら、今でもリボンビル・駅ビルの空きスペースがあるんですから、迅速にやればいいだけの話かなというふうに思いますんで、これから手戻りがないように検討すべきということだけ申し上げておきます。

次に移ります。井野台 1 丁目 5 地先の道路改良についてなんですけども、これについてははいよいよ測量から地質調査と動き出したところなんですけれども、しかし現段階でも、

この地域に危険な工作物が存在します。路面から高さ約 30 センチほどの柵板が数メートル設置されております。通行に支障が生じておりますけども、なぜこのような通行に支障がある柵板を設置したのか、お伺いいたします。

○染谷委員長 飯竹課長。

○飯竹管理課長 管理課、飯竹です。お答えさせていただきます。当該路線は、市道 1-4115 線になります。こちらに設置しております構造物につきましては、御指摘いただきました箇所は、こちらの図、路線の終点付近となります。現況は市道のカーブ部に私道が接続され T 字路となっております。また、周辺の宅地に高低差があり、勾配がある坂道となっております。坂の土地の T 字路の交差部となっております。御質疑いただきました構造、物柵板ですが、こちらを設置した経緯ですが、坂の途中の交差部でもあることから、道路の側面保護及び周辺道路から流れ込む雨水などの表面排水が隣地の宅地に流入してしまうことを防ぐ目的に、柵板を設置いたしました。以上です。

○染谷委員長 細谷委員。

○細谷委員 側面保護と表面排水の宅地への流入を防ぐということであれば、路面から 30 センチもあるような柵板は必要ではないかと思うんですけども、この点についてはどうでしょうか。

○染谷委員長 飯竹課長。

○飯竹管理課長 お答えさせていただきます。当該地は勾配のある坂であることから、厚さ 6 センチ、高さ 30 センチ、長さは 70 センチから 1 メートルの柵板を、約 6 メートルの区間におきまして階段状に設置しております。先ほども答弁させていただきましたとおり、宅地内の表面排水の流入を防ぐ目的もあることから、ある程度柵板の高さを残す施工を行っております。坂も急勾配でもあることから、路面から見て階段状に柵板が設置してある状態となっております。以上です。

○染谷委員長 細谷委員。

○細谷委員 道路を利用するほうの立場からすれば、高さの 30 センチがあつて、この柵板が高層部分にあるというのは大変危険で、実際に車をこすってしまったという方もいらっしゃるというようなことも、常々伺っております。路面排水の宅地への侵入を防ぐということもあろうかと思っておりますけども、通行に支障を来しているのも事実でございます。路面排水を防ぎつつ、柵板の高さを改善し、通路に支障が生じないような改善を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○染谷委員長 飯竹課長。

○飯竹管理課長 お答えさせていただきます。御指摘いただきましたとおり、路面排水の状況を踏まえると、確かに高さ 30 センチについては、改めて見直しの検討が必要かと思われま。民地境界の状況や現地の施工状況を改めて精査しまして、どのような施工を行えば地域の皆様安全に通行することが可能となるか検討し、改善に努めてまいりたいと考えております。

○染谷委員長 細谷委員。

○細谷委員 緩やかな工作物にして、道路が車に支障を来さないような、ぜひ改善を求め



たいと思います。この当該路線は、現在、抜本的な道路改良に向けて、路線改良業務委託、そして地質調査業務委託、これが補正予算として、この委託料が計上されております。現在は委託業者も決定して、業務が進捗している状況だというふうに承知しております。で、今、お話しいただいた改善に努めてまいりますという柵板のところなんですけども、これが工事が可能になった場合、現在進められている委託業務の進捗に影響を及ぼしてきたり、遅滞が生じたりする可能性があるのかどうかについてお聞きいたします。

○染谷委員長 榎根本課長。

○榎根本道路建設課長 道路建設課、榎根本でございます。お答えいたします。御質疑いただきましたとおり、路線測量業務委託並びに地質調査業務委託につきましては、各委託業者が決定し、現在業務を行っているところでございます。改善工事が及ぼす業務委託への影響についてでございますが、特段、業務委託の進捗に影響を及ぼすものではございません。以上です。

○染谷委員長 細谷委員。

○細谷委員 この危険な柵板を撤去したり、あるいは通行が安全なように改良したりということにおいては、今進められている道路改良、測量や地質調査に影響を与えるものではないということを確認させていただきました。ぜひ、進捗を図っていただきたいというのを要望しておきたいと思います。続いて、飼い主のいない猫による被害対策——つまり野良猫ということなんですけども。現在寄せられている被害、この現状をお聞きいたします。

○染谷委員長 印藤課長。

○印藤環境対策課長 環境対策課、印藤です。お答えします。被害の現状でございますが、近隣住民の方から、近所の人で、餌やりだけして、その後、管理しない人がいるとか、餌が外に置きっ放しになってたくさん猫が集まってきちゃってるよというような、そういった困り事としての相談を受けて、市のほうとしては現状を把握することになります。以上です。

○染谷委員長 細谷委員。

○細谷委員 そういう状況になるんですけども、それが発生する原因とといいますか——問題点、これはどこだと——どういうところだというふうに捉えているのか、お聞きしたいと思います。

○染谷委員長 印藤課長。

○印藤環境対策課長 お答えします。やはりその原因となる無責任な餌やり、それが一番の問題だと考えてます。かわいそうだからといって、気持ちだけで餌を与えてその後管理をしないという無責任な行為というのは、結果として御相談を受けてしまうように、御近所トラブルの原因になってしまったりとか、事故や虐待に遭ってしまう不幸な命を増やしてしまうことになりかねないということですので、やはりその餌を上げた後はしっかりと片づける、トイレを設置するというような、飼い主としてしっかりと責任を持っていただくことが重要だと考えております。以上です。

○染谷委員長 細谷委員。

○細谷委員 そういう問題点があるとすれば、それについてのこの改善策……

[永井議会事務局係長ベルを1回鳴らす]

○細谷委員 (続) これらについてどのようなことを考えているのか、お聞きしたいと思います。

○染谷委員長 印藤課長。

○印藤環境対策課長 お答えします。やはり相談を受けたら、まずは現地調査のほう行って、餌やりとか出しっ放しだというようなことが確認できれば、まずはその行為者に接触を試みて事情を聞くなどして、指導とか助言であったりとか、そういった責任を持ってくださいねというようなことを訴え続けてまいりたいと思っております。以上です。

○染谷委員長 細谷委員。

○細谷委員 この問題は野良猫の迷惑対策と、そしてもう一方では動物愛護という2つの面があるかと思えますので、動物愛護とはどういうことなのかという、この改めの啓蒙とか、そしてこの野良猫に対しての注意喚起というのがこれからも必要になってくると思えますので、この辺の努力をさらに続けていくことをお願いしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○染谷委員長 最後に、入江委員。

○入江委員 入江です。よろしくお願いたします。それでは私のほうからは、以前に2度ほど一般質問もさせていただいたことありますが、取手住ま入る(スマイル)支援プランについて、質疑させていただきます。この制度につきましては、これまで子育て世代の転入や住替えなど、定住化に大きな効果があったことを、本会議や委員会で御答弁いただいてきました。特に私の地区の隣のゆめみ野地区におきましては、小学校がもう教室間に合わなくて、6教室増築しなければならないほど、若い世代の方が定住してきてくれております。大変うれしい限りです。このたび市長が変わり、来年度から取手未来創造プラン2024のもとで、新たな市政が始まるわけですが、人口の維持・増加というのは、今後も、全ての政策の基礎となる重要なテーマだと考えていますので、制度の今後の方針を確認するために、質疑したいと思います。まず最初に、制度開始以来の実績をお聞きします。

○染谷委員長 浅野部長。

○浅野都市整備部長 都市整備部、浅野です。お答えさせていただきます。取手スマイル支援プランでございますが、平成28年度に制度を開始いたしまして、現在の交付要綱は、総合計画の改定時期に合わせて、来年の3月までの期限が設けられております。そのタイミングで、制度の更新・見直しを行うことを予定しております。お尋ねの制度開始以来の実績でございますけれども、本年11月末時点の交付件数の集計で申し上げますと、住宅取得補助金が489件、住宅リノベーション補助金が105件、シニア層の持家活用による住替え支援補助金が2件でございます。合計596件となります。また、この制度を活用して転入・転居に結びついた人数は約1,870人に上っております。本市の人口の社会増に一定の効果を上げているものと考えております。

○染谷委員長 入江委員。

○入江委員 それでは次に、この制度は空き家対策にもつながっているという、今回の一般質問の中で答弁があったと思います。空き家対策として、どの——どういった効果があ

ったのか、お考えをお聞きします。

○染谷委員長 大久保課長。

○大久保都市計画課長 都市計画課、大久保です。お答えさせていただきます。本制度は既存住宅の利活用が進むというところもありまして、空き家対策としての側面も持っているところです。特に、住宅のリノベーション補助金のうち、中古住宅の取得が条件になっているもの、これについてはこれまで68件の実績がございます。さらに、住宅取得補助金につきましては、家の建替え等も対象になってますので、既存住宅の代謝という観点からも一定の効果があるのかなと考えております。ただ、シニア層の持家活用住替支援制度につきましては、貸手と借手の条件がちょっと厳しいという話もあり、シニアの借主とか、若——シニアの貸主、あと若手の借主、これらのマッチングがちょっと非常に難しいということで、実績が伸びてないという現状がございます。しかしながら、全体としては、住ま入る（スマイル）支援プランは、空き家対策としても機能しているものと認識するところでございます。以上です。

○染谷委員長 入江委員。

○入江委員 今ご答弁いただいたように、空き家対策にも非常に重要なテーマですので、定住化とセットで今後も御検討いただければと思います。さて、先ほどの答弁の中で、来年3月が制度更新のタイミングということで御答弁ありました。これまでの実績を踏まえればこのまま継続していく方向だと思っておりますが、何か変更点等は考えておりますか。

○染谷委員長 大久保課長。

○大久保都市計画課長 お答えさせていただきます。定住化の促進は重点施策として位置づけられていますので、その重点事業である住ま入る（スマイル）支援プランにつきましても、基本的には継続していく方向性でございます。ただ、先ほども述べました、シニア層の持家住替え支援補助金につきましては、利用実績がほとんどないことから、ちょっと今後、継続するのか検討中ございまして、今回、廃止することも視野に入れてるところでございます。また、制度の内容そのものではないんですが、制度の周知、案内方法について、少し改善させていただきたいと考えてるところがございます。具体的には、住宅リノベーション補助について、中古住宅のパターンと、世帯増員のパターンがあるのですが、その区別が分かりづらい、そういうところがある場面がありますので、そういった伝え方の工夫などを行っていきたいと考えてます。以上です。

○染谷委員長 入江委員。

○入江委員 ありがとうございます。ただいま御答弁の最後のほうの周知方法の改善というのは、本当に大事なことだと思います。住宅の補助金を探している人に、きちんと分かりやすく伝わらないと、今後の利用件数の伸びというのは見込めないと思いますので、定住化促進に向けて今後もしっかり頑張りたいと思います。ありがとうございます。

○染谷委員長 以上で、当委員会の付託議案外の質疑を終わります。

## 音校正済（議案討論・採決）

当委員会に付託された市長提出議案の討論に入る前に確認します。議会基本条例第11条第2項に委員会活動を中心に委員間討議を行うものとするのとあります。委員間での自由討議が必要と思われる議案はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○染谷委員長 ないようですので、討論・採決を行います。

次に、当委員会に付託された市長提出議案の討論・採決を行います。市長提出議案について討論のある方は挙手願います。——討論なしと認めます。以上で当委員会に付託された市長提出議案の討論を打ち切ります。

これより、当委員会に付託された市長提出議案の採決を行います。採決は挙手によって行います。

議案第58号、市道路線の認定について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○染谷委員長 全員賛成です。よって、議案第58号は可決しました。

議案第60号、令和5年度取手市一般会計補正予算（第9号）（所管事項）について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○染谷委員長 全員賛成です。よって議案第60号のうち、当委員会所管事項は可決しました。

議案第61号、令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第2号）について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○染谷委員長 全員賛成です。よって議案第61号を可決しました。

以上で、当委員会に付託された市長提出議案の審査は全て終了しました。これで当委員会に付託された案件の審査は全て終了しました。

## 未校正（報告・意見交換会）

ここで、浅野都市整備部長から発言を求められていますのでこれを許します。

浅野部長。

○浅野都市整備部長 都市整備部、浅野です。お時間ありがとうございます。取手駅北土地地区画整理事業に関しまして、1点ご報告をさせていただきたいと思っております。本事業につきましては、新たな駅前交通広場の開通を令和6年度春頃を目標といたしまして、関係者一丸となって現在進めているところでございますが、国の補助金の追加要望を、国と茨城県のほうに機会あるごとにお願いをしまいいりました。このたび、国会で審議されており

ました補正予算が可決されたことから、事業費 2 億 4,760 万 2,000 円の増額補正の最終内示を 12 月 4 日にいただくことができました。つきましては、新たな駅前交通広場の工事を進めるために、本議会に追加議案として上程させていただきますので、あらかじめ委員の皆様方に御報告を申し上げさせていただきます。今回、内示をいただきました増額分は、新たな駅前交通広場の開通に向けた仕上げ工事を発注してまいりたいと思います。内容としましては、交通広場の車道、表層舗装、歩道の舗装、照明道路標識の交通広場の仕上げに関するものなどを予定しているところでございます。これまで、新たな駅前交通広場の供用開始を見据えて、さらに区画整理事業の完了に向けての要望を行ってまいりましたが、今回残念ながら、希望どおりの額というところまでではございませんでした。しかしながら、第 1 の目標であります、新たな駅前交通広場の開通に向けての最低限の工事を発注で——発注できるだけの補助をいただけたと考えております。今後、バスシェルターといった道路附属施設の一部が開通後の施工となって、引き続き駅前交通広場内においても工事が続いていくことにはなりますけれども、最低限、安心して通行できる空間は整備を進めていき開通——このことによって開通まで可能ではないかと考えているところでございます。今後ご審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○染谷委員長 浅野部長。

○浅野都市整備部長 失礼いたしました。令和 6 年春でございます。よろしくお願ひします。

○染谷委員長 訂正を認めます。この後、令和 5 年度第 2 回市民との意見交換会における御意見・御要望について、執行部からの回答を確認いたします。この回答に関係しない執行部の皆さんは、退席していただいて結構です。お疲れさまでした。休憩します。

午前 時 分休憩

午前 時 分開議

○染谷委員長 再開します。それでは、令和 5 年度第 2 回市民との意見交換会におけるご意見・ご要望の調査について議題といたします。令和 5 年度第 2 回市民との意見交換会でのご意見・ご要望について、サイドボックスに登載したとおり執行部より回答いただいております。執行部からの回答について確認はございますか。確認する項目の番号を述べてから発言をお願いします。——確認はよろしいでしょうか。大丈夫ですか。——それでは、なしと認めます。これで執行部への確認を打ち切ります。御協力いただいた執行部の皆様、ありがとうございました。退席していただいて結構です。委員はこのまま残っていただき、令和 5 年度第 2 回市民との意見交換会での御意見・御要望について協議調整を行います。

休憩します。

午後 時 分休憩

午前 時 分開議

○染谷委員長 それでは再開します。令和 5 年度第 2 回市民との意見交換会でのご意見・ご要望について、執行部より回答いただいております表について、ただいま休憩中、文言の確認をしたところ、修正はありませんでした。それでは、執行部からいただいた回答及び執行部への確認で、意見交換会の回答の趣旨は固まったと思ひます。それ以外の部分の

取りまとめ及び字句の整理は委員長に御一任いただき、これを改正後の建設経済常任委員会に質疑をしたいと思えます。これに御異議ございませんか。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○染谷委員長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。続いて、公共交通空白地域の解消に向けた提言についてを議題といたします。11月7日の委員会において提言事項を決定し、決定した提言事項をもとにサイドブックに掲載したとおり、正副委員長が提言書の文案を作成いたしました。委員会におかれましては、事前に——委員におかれましては、事前に御確認いただいていることと思えます。これらの内容について、確認事項ありますか。〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○染谷委員長 なしと認めます。

それではお諮りします。サイドブックに掲載した文書により、執行部に提言することについて、御異議ございませんか。〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○染谷委員長 異議なしと認めます。したがってサイドブックに登載した文書により執行部に提言することに決定しました。続いて、これまでの公共交通に関する調査の経過について、サイドブックに登載した文書を基本として、内容は委員長に御一任していただき、本会議において中間報告することとしたいと思えます。これに異議ございませんか。〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○染谷委員長 異議なしと認め、そのように決定します。最後にその他です。加増委員からサイドブックに掲載した意見書案を委員会として提出したいという提案がありました。まず、加増委員から、この意見書についての趣旨説明をお願いします。

加増委員。

○加増委員 この間、ニュース等でも大きくクローズアップされておりますが、2024問題ということで、交通——公共交通の何ていうんですか、減便とか成り手がいないという問題が出ているんですけども、実際もう12月20日からダイヤが変えられますよね。実際、私も井野団地バスの——見てきましたら随分変わっております。そういう中で、ここにもありますけれども、つくば市など茨城県内——取手も含めて8市町で運行するバス——路線バスを平日で8.5減便や、土日では6.1%減便ということなんで、これはやっぱり私たちの生活の足として、これがなくなるというのは大変な問題でありますし、それぞれの人たちが利用する、そういうところがなくなってしまうという大きな問題があります。その中で、働く時間が国交省のほうから出されましたが、それは確かに働く運転士さんの皆さんは大変な状況だということで、改善するのは当たり前だと思いますが、そのために成り手がなくて回せない——運転手を回せないということなので、そういうところを一つ一つ改善するには、まず国のほうからの財政支援の中で、バス会社としてのやりくりをすることというのは大事なことだと思っておりますので、まず大元である待遇改善も含めたバス会社と自治体への財政支援を強く求めるものということで、提案させていただきました。以上です。

○染谷委員長 説明が終わりました。ただいまの説明について質疑ございませんか。

細谷委員。

○染谷委員長 マイクお願いします。

○細谷委員 憲法ということが言われてますんで、これ。こういうことを言われるとやはり、これ厳密にとらえなくちゃいけないと思うんですけど。これ、どこ——どういうところですか、人権——先ほど言われましたけど、憲法にどこが抵触するんでしょうか。

○染谷委員長 加増委員、憲法のどの部分、何条とか何項とか。

○加増委員 持って来なかったんですが、この憲法で保障されている移動の権利ということは、それを一人一人の方が生活するに当たって、移動するとかバスに乗るとか車で動く、そういう生活そのものが認められている権利というのはあると思うんですね。そういう意味も含めた内容です……

○染谷委員長 細谷委員。

○加増委員 (続) だから基本的人権っていう先ほど私言いましたけど、憲法 25 条ではありません。

○染谷委員長 細谷委員。

○細谷委員 憲法は移転とか居住の自由というのはあるんですよ。

○加増委員 ありますよ。

○細谷委員 そういふのはあるんですけど、こういう生活上のちょっと移動するというのは根本的に違うと思うんで、これ、憲——なぜわざわざ憲法と書いたのか。もう少し憲法というのは、あまり軽く考えてるような、逆に気がしますね。これだと。非常に違和感があるというように思います。

○赤羽委員 委員長。

○染谷委員長 赤羽委員。

○赤羽委員 私もこの憲法は、非常に違和感を持ってます。憲法で移動の自由というのは、誰にも束縛——拘束されないという意味の移動の自由であって、その手段を国が保障するというような憲法の趣旨ではないと思います。例えば、山奥に住んでる人が、俺がここに住んでるんだから、公共交通機関をここへ回せといたって、これは回せないですよ。ですから、それを移動の——憲法で保障されている移動の権利と捉えるのは、これはちょっと間違いではないかと思ひます。ですから、この意見書を出すに当たって、この憲法がという文言は、ちょっとなじまないと思ひます。

○染谷委員長 そのほかございますか。

山野井委員。

○山野井委員 この意見書を出すに当たりまして、この対象となるバス会社やそういった会社ですか——路線バスを運行する会社へのヒアリングというのは、どの程度行ったんでしょうか。

○染谷委員長 加増委員。

○加増委員 先ほども言いましたが、私たちが民間バスこのこの地域では関鉄なんですけれども、何回か何回か問合せでも対応しないということだったんです。だから、ただ 12 月 20 日からダイヤが改正されるという中では、大きな問題だと私は受け止めておりますので、そういうふうに電話したり、問合せたりということはやったんですが、今度やっ

と、議会終わってからになってるなるんですが、お会いできるというような話はされてきましたけれど、そういう中で、この12月議会中に、こういうのはやっぱりきちんと物申していくべきではないかなと思ひまして、提案しました。

○染谷委員長 山野井委員。

○山野井委員 実際、このサービスを提供している会社のヒアリングをきちんと行って、どういう支援が有効なのかということが分からない時点が出てきているというものですので、今の段階では難しいのかなと思っております。

○染谷委員長 そのほかありませんか。——なしと認めます。それでは、お諮りします。サイドブックに掲載した意見書案を委員会提出議案として提出することに、賛成の委員の挙手を求めます。〔賛成者挙手〕

○染谷委員長 賛成少数です。全員一致出来ませんでした。したがって、サイドブックに掲載した意見書案を委員会提出議案として提出しないことに決定しました。加増委員におかれましては、議員提出議案として提出するかを御検討お願いいたします。

それでは、そのほかとして、委員の皆さんから何かございますか。〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○染谷委員長 なしと認めます。

以上で、本委員会の全ての日程が終了しました。これで建設経済常任委員会を閉会します。

午前 時 分散会

取手市議会委員会条例第31条第1項の規定により署名又は押印する。

建設経済常任委員会委員長 \_\_\_\_\_